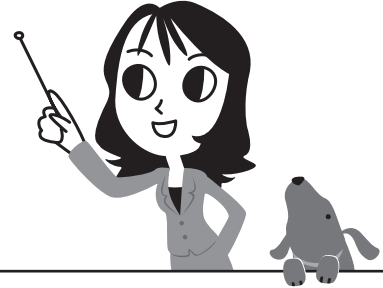


小島先生の

【弁護士】小島法律事務所
小島幸保

やさしい 法律教室

第18回
「債権回収のキホン」



第17回では「与信管理と債権保全」を取り上げました。今回はその続編として「債権回収」の手段や手続についてご説明します。

1. 債権回収に役立つ手続

1) 公正証書

公正証書とは、公証人という法律の専門家が作成し、かつ、双方が署名押印するため、強い証明力を有します。また、金銭の支払いを約束する公正証書には、多くの場合、不払いがあったときには強制執行を受けることをあらかじめ認諾する文言（強制執行認諾文言）が盛り込まれています。この条項は不払いがあったときに大きな意味を持ちます。

すなわち、不払いがあれば、その債務者の財産を差し押さえて、それを売却するなどして債権の回収をはかることになります。ただ、この「差押え」（強制執行の申立て）を行うためには、「債務名義」が必要となります。債務名義とは、債権の存在・範囲が公的に証明される文書であり、「確定判決」と「執行証書」が代表例です。「確定判決」とは、訴訟を提起し、勝訴判決を得て、確定したものを指し、「執行証書」とは上記の「強制執行認諾文言」が入った公正証書を指します。つまり、あらかじめ「公正証書」を調べておけば、「訴訟を提起して、勝訴判決を得る」ための時間と労力をかけることなく、即時、強制執行にとりかかることができるのです。

公正証書の作成には手数料が必要ですが、将来の「時間と費用の節約」になるため、例えば、長期分割払いで支払ってもらうような合意をする場合は、公正証書の作成を前向きに検討してください。

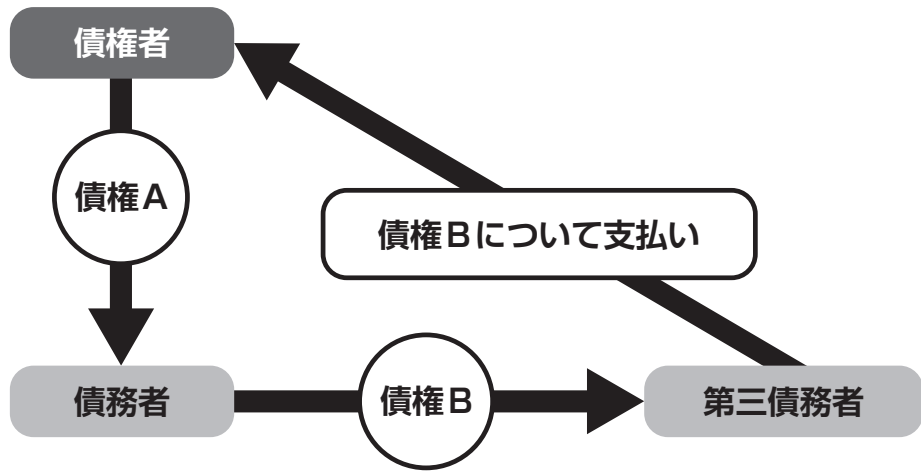
2) 担保権の設定

不動産に対する抵当権や、債務者が第三者に対して有している債権に対する質権の設定などがあれば、不払いが生じたときに、これらの財産から債権回収ができるために、債権回収手段としては有効です。ただ、通常、不払いが起こったときには、既にめぼしい財産がなくなっていることが多く、担保権が設定できたとしても後順位になってしまいます。

3) 保証

第三者が債務者の債務を連帯保証し、債務者に不払いがあったときには、連帯保証人に対して支払いを求めるのも債権回収の一つの方法です。ただし、近い将来予定されている民法の改正にあたり、連帯保証制度の廃止も含めて議論がなされているところです。というのも、連帯保証人の責任は債務者と同等であるため、非常に重い責任を負うことになるのですが、保証人が、保証の意味合いを十分に理解しないで契約を結び、予期せぬ債務を負担する場合があります。さらには、債務者の不払いや経済的破たんをきっかけに保証人の債務が現実化して、保証人

図1：代理受領



の破産や自殺といった悲劇が起こることもあるため、社会的に問題視されているのです。

2. 内容証明郵便による催告

債務者に不払いが発生した場合、内容証明郵便によって請求を行うこともあります。内容証明郵便は、送付した内容を郵便局が証明してくれるものであり、後日、書類が送付されたのかどうかや、送られた書類の内容について争いになったときには重要な証拠となります。このように、支払いを催促する場面では、内容証明郵便の形式をとることにより特別な効力が授けられているわけではありませんが、債権者の強い意志を感じさせるため、債権回収の場面でも活用されています。

なお、単に内容証明郵便を出しただけでは「今か今か」と相手方の対応を待つことになるため、支払期限や回答期限を記載しておくといでしょう。

3. 債権回収のバリエーション

1) 代理受領 (図1)

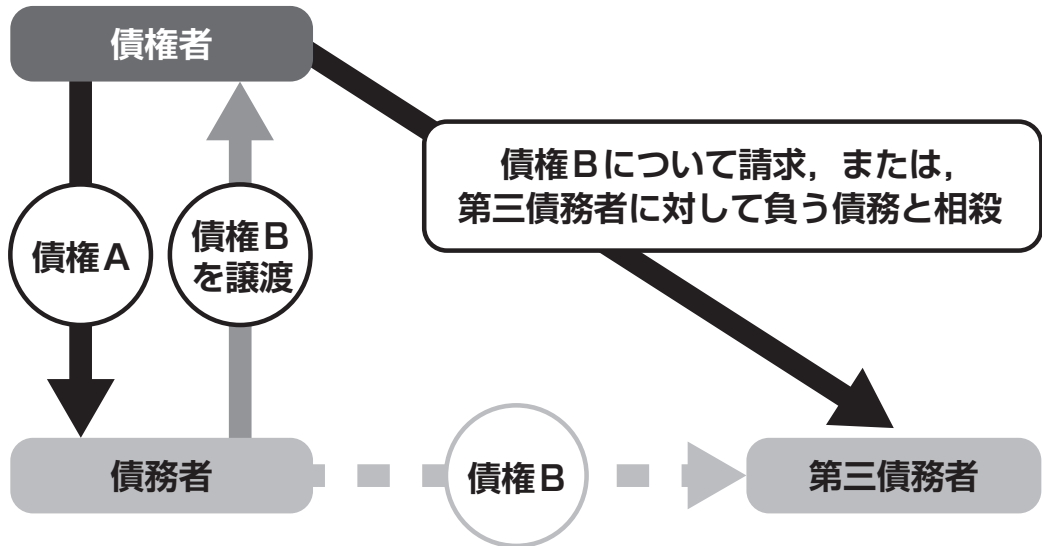
債権者に代わって、債務者の取引先 (第三債

務者) から支払を受ける仕組みを「代理受領」といいます。第三債務者から債務者に支払われる前にその金銭を確保することができるので、有効な債権回収手段といえますが、あくまで債務者の同意が必要です。代理受領によって、債権者が受け取った金銭は、債権に充当されます。また、第三債務者に疑義を生じさせないため、代理受領の委任状などを準備する必要があります。

2) 債権譲渡 (図2)

代理受領は、債務者が第三債務者に対して有する債権の弁済時期に、債務者に代わって債権者が金銭を受け取るものですが、「債権譲渡」は、債務者が第三者に対して有する債権を、そのままの状態、債権者に譲渡する仕組みであり、その債権の弁済時期がくれば、債権者が、自らの債権として取り立てを行うことになります。やや例外的な場面となりますが、債権者自身が第三債務者に対して債務を負っている場合には、相互の債権を相殺することにより、容易に債権回収ができるというメリットもあります。

図 2 : 債権譲渡



3) 代物弁済

「代物弁済」とは、債権の弁済（金銭の支払い）に代えて、動産や不動産を引き渡したり、役務（サービス）を提供することなどによって、債務を消滅させる契約をいいます。例えば、債務者の資金が枯渇してしまったとしても、在庫商品などが残っていれば、これを債権者が売却することによって債権回収が少しでも進むという場合があります。そのような場合には、現金での支払いの代わりに、在庫商品を引き渡してもらい、これで債権の全部または一部の支払いがあったと処理することも可能です。

4. 消滅時効に注意

債権回収の大敵は消滅時効制度です。消滅時効とは、権利が一定期間行使されないと、権利自体が消滅してしまう制度であり、その期間は原則として10年間ですが、それよりも短い時効期間が多数定められており、業務ではこの「短期消滅時効」に注意が必要です。例えば、売買代金債権については2年、運送料金債権につい

ては1年となっています。

ただし、時効は中断することができます。時効が中断すると、それまでの期間はいったんリセットされ、そこから再び時効期間が進行することになります。

時効中断事由としては、「請求」・「差押え、仮差押え、仮処分」・「承認」があります。このうち、「請求」は裁判の提起などを指します。つまり、請求書を送るだけでは時効中断の効果は不確定であり、6カ月以内に訴訟提起等を行うことによって初めて中断の効果が認められます。なお、実務的には「承認」によって時効が中断することが多いようです。例えば、残高確認書を提出してもらったり、一部の支払いをしてもらったりすると、「確かに自分には債務がある」という表明と捉えることができ、時効中断が認められるのが一般的です。